

搬入に係る作業条件等

1 機器等の搬入

- (1) 各機器の搬入に関する作業は、当院の指示の下で受託者の責任において行うこと。また各作業の実施にあたっては、当院への説明及びスケジュール等の調整を事前に行うこと。
- (2) 各機器の搬入場所は当院が指示する内容に従うこと。
- (3) 各機器の搬入については、当院の指示に従い遅滞なく行うこと。また搬入時は、診療等病院業務及び患者への影響を最小限に留めるよう配慮すること。
- (4) 作業遂行上疑義が生じた場合には、受託者及び当院が誠意をもって協議し、対応すること。
- (5) 納入機器については、各機器に管理番号用のラベルを貼り、電子カルテ関連の機器であることが分かるようにすること（黄色のラベルに管理番号をプリントする）。
管理番号帯については病院と協議し、決めること。また、管理番号とともに、メーカーの製造番号（シリアル番号）とMACアドレスの一覧を電子データ並びに紙面で提供すること。
データ提供が難しい機器については、北病院と協議すること。

2 提出物

- (1) 業務完了報告書
業務の全ての履行が完了したときは業務完了報告書を作成すること。
- (2) 納品書
納品物の一覧が記載されていること。
- (3) 納品書物一覧表（紙並びに電子ファイル）
納品物の一覧には、管理番号、機器名称、型番、製造番号、MACアドレスを記載すること。